

条文	改訂前	条文	改訂後
		まえがき	〔2022年改訂に至る経緯と改訂の目的〕 2015年からのマンツーマン推進の取り組みについて、U12においては「1989年ゾーン禁止の取り組み、その後撤廃」の過去を踏まえて厳格に行ってきた。また「マンツーマンディフェンスを指導する」という「教育的な意味合い」を持たせたことにより、黄色旗の上がる回数がU15より多くなった。黄色旗を頻度高く上げる取り組みは、マンツーマン推進浸透に貢献をしたが、一方で子どもたちへのプレッシャーやマンツーマンコミッショナーの判定基準統一の難しさ等の課題が浮き彫りとなった。 これらの経緯を踏まえ、「マンツーマン推進は、子どもたちの将来を見据えて継続する」が、U12において「子どもたちがバスケットボールを楽しめる環境作り」を再考し、「バスケットボール本来の在り方に近づけること」を目指すことを改訂の目的とする。 この改訂により、ゾーンディフェンスを許容する事に戻るのではなく、子どもたちの成長のために、将来を見据えたバスケットボール環境構築に向けて、指導者・保護者・関係者が一体となって進むことを望みたい。
		「マンツーマンディフェンスとは」の追加	〔マンツーマンディフェンスとは〕 ① マッチアップが5人共に見られること。 ② スイッチは可能であるが、エリアを守り続ける目的のスイッチは許容されない。 ③ オンボールディフェンスは、マッチアップし、ボールマンのシュート・ドリブル・パスを制限しようとする。こと。 ④ オフボールディフェンスは、マークマンとの関係により、ポジショニング・ビジョンを取る。ヘルプ、トラップ、ローテーションが発生することは可能とする。 ⑤ マッチアップの状況からポジショニング・ビジョンが適切ではない状況が生じた場合、組織的、意図的でなければ個人のミス、技術不足、判断であると見なし、瞬間の現象を捉えるだけではゾーンディフェンスであるとは見なさない。 ⑥ マッチアップの状況からトラップが生じた場合、ゾーンディフェンスをしているとは見なさない。但し、これを意図的、組織的に連続して行う場合は目指すマンツーマンディフェンスではない。(スクランブルディフェンス状態)
		「ゾーンディフェンスとは」の追加	〔ゾーンディフェンスとは〕 ① ディフェンスプレーヤーが特定のマッチアップを意識せず、組織的、意図的にエリアを守ること。 ② マークマンの動きに対して、適切なポジション対応をしていない(例:マークマンについていけないこと)状況が継続的に行われていること。 ③ マークマンの動きに関係なく、ボールマンを守り続ける状態。 ④ 隊形を問わず、5人・4人・3人・2人・1人がエリアを守るもの。 ⑤ マッチアップが明確ではない状態が続くディフェンス(例:トラップを続ける中で途中エリアを守る等)
第16条 マッチアップの判定 16-1 判定基準 16-1-2	オフボールディフェンスについて、手のサイン等があっても「明確に」という文言が当てはまらない場合は、コミッショナーが「マンツーマンディフェンスをしていない」と判断する場合がある。	第1条1-3 1-3 判定基準 1-3-1	マンツーマンコミッショナーが、5人のディフェンス側プレーヤーが個々のマッチアップを意識せず、組織的、意図的にボールマンのプレーを守っていると判断した場合は、注意や警告の対象となる。
16-1-1	マッチアップエリアについて、コートに3ポイントラインがない場合は「目安」という文言を生かし、ゲームを担当するマンツーマンコミッショナーが判断する。	1-3-2	マッチアップエリアについて、コートに3ポイントラインがない場合は「目安」という文言を生かし、ゲームを担当するマンツーマンコミッショナーが判断する。
16-1-3	マッチアップエリア外において、オンボールディフェンスがスクリーンを外すために、一時的に1.5メートル以上離れた場合、注意や警告の対象とはしない。しかし、マッチアップエリア内では、注意や警告の対象となる。	1-3-3	マッチアップエリア外において、オンボールディフェンスがスクリーンを外すために、一時的に1.5メートル以上離れた場合、注意や警告の対象とはしない。しかし、マッチアップエリア内では、注意や警告の対象となる。
		第2条 オンボールディフェンス 2-3 判定基準 2-3-1	オンボールディフェンスは、マッチアップし、ボールマンのシュート・ドリブル・パスを制限しようとする。こと。
第17条 オフボールディフェンスの判定 17-1 判定基準 17-1-1	オフボールディフェンスのプレーヤーが、ボールとマークマンの位置を確認し、ディフェンスの位置を確定するために、首を振ってボールとマークマンを見ることは認められるが、全く移動せずに首だけを振って見ていることは、「ボールの位置と自分のマークマンの両方が見える位置を取る」という文言に反するため、注意や警告の対象となる。		削除
		第3条 オフボールディフェンス 3-2 ルール 3-2-5	オフense側プレーヤーの動きに合わせて、ヘルプ、ヘルプローテーション、トラップを行ってよい。
17-1-3	オフense側チームが1人のプレーヤーだけでオフenseを行うことが明らかとなるとき、オフボールのディフェンス側プレーヤーは、マークマンを少しでも捉えていれば、常に移動していなくても、注意や警告の対象とはしない。 オフボールディフェンスについて、手のサイン等があっても「明確に」という文言が当てはまらない場合は、コミッショナーが「マンツーマンディフェンスをしていない」と判断する場合がある。	3-3 判定基準 3-3-4	オフense側チームが1人のプレーヤーだけでオフenseを行うことが明らかとなるとき、オフボールのディフェンス側プレーヤーは、マークマンを少しでも捉えていれば、常に移動していなくても、注意や警告の対象とはしない。
		3-3-5	3-3-5 ボールとマークマンを捉えていることが、マッチアップしているかどうかの基準である。ただし、ヘルプをする際はマークマンを外してもよい。
17-1-2	2線(ワンパスアウェイ)と3線(ツーパスアウェイ)のディフェンスについて、オフボールディフェンスのプレーヤーとマークマンの距離の指定はないが、マッチアップが明確でない場合は警告の対象となる。		削除
		3-3-6	3-3-6 マッチアップの状況からポジショニング・ビジョンが適切ではない状況が生じた場合、組織的、意図的でなければ個人のミス、技術不足、判断であると見なし、瞬間の現象を捉えるだけではゾーンディフェンスであるとは見なさない。
		第4条 ヘルプディフェンス 4-3 判定基準 4-3-1	オフense側が有利となる攻撃があると予測できた場合、ヘルプすることは可能とする。
第5条 トラップディフェンス 5-2 ルール 5-2-5	U12において、トラップディフェンスが可能となる条件は次の3つとする。 ① ドリブルが行われているとき、またはドリブルが終わったとき ② パスが空中にある間に移動できる距離で、パスを受けた瞬間にトラップを成立させることができるとき ③ 自分のマークマンとボールをコントロールしているオフense側プレーヤーとの距離が約2~3mで、移動が容易にできるとき	第5条 トラップディフェンス 5-2 ルール	削除
5-2-6	U15においては、5-2-5を適用せず、全ての場面上においてボールをコントロールしているプレーヤーへのトラップは許される。	5-2-5	全ての場面上においてボールをコントロールしているプレーヤーへのトラップは許される。
		5-2-6	ヘルプディフェンス後に、オンボールのプレーヤーに対してトラップディフェンスになってもよい。
		5-2-7	マッチアップするオフense側プレーヤーの力量が低い場合、距離に関係なくトラップに行く行為は、育成の観点から不適切であり、行わせるべきではない。
第18条 トラップディフェンスの判定 18-1 判定基準 18-1-1	「制限区域内において、予測に基づいてオフボールのオフense側プレーヤーをトラップすることはできる。」とは、制限区域内にオフense側プレーヤーがいる場合を指す。オフense側プレーヤーの両足が制限区域の外に触れているときには該当しない。	第5条 トラップディフェンス 5-3 判定基準 5-3-1	トラップが解消された後、5人ともにマッチアップに戻る。こと。

		5-3-2	トラップが行われている間は、トラップ以外のディフェンス側プレーヤーが残り4人のオフェンス側プレーヤーをエリアで捉えることは許容される。
		5-3-3	連続的にトラップが行われる場合、トラップからボールのあるところへのトラップはよいが、エリアに戻ってからトラップを仕掛けることは違反行為と見なす。
		第6条 スイッチ 6-2 判定基準 6-2-1	ボールを保持しているオフェンス側プレーヤーが関係するスイッチは許容される。
		6-2-2	ボールを保持していないオフェンス側プレーヤー同士をマークしているディフェンス側プレーヤーのスイッチはエリアを守る目的であると判断された場合、違反行為と見なす。
		第7条 プレス ディフェンス 7-2 判定基準 7-2-1	プレスディフェンスをする際には、マッチアップが行われていることが必要である。
		7-2-2	スローインするプレーヤーをマッチアップするディフェンス側プレーヤーがエリアを守っていると判断された場合、違反行為と見なす。
		7-2-3	マッチアップするオフェンス側プレーヤーがいないが、マッチアップエリア内に戻っているディフェンス側プレーヤーがいることは構わない。
第20条 予測に基づくプレー (U15) 20-1 ルール 20-1-1	U15においては、マンツーマンディフェンスを行なっている前提において、予測に基づくプレーとコミッショナーが判断した場合、基準規則違反とは見なさない。	第8条 予測に基づくプレー 8-1 ルール 8-1-1	マンツーマンディフェンスを行なっている前提において、予測に基づくプレーとコミッショナーが判断した場合、基準規則違反とは見なさない。
20-2 判定基準 20-2-1	予測に基づくとは、予測の根拠となる動きがあることを示す。	8-2 判定基準 8-2-1	予測に基づくとは、予測の根拠となる動きがあることを示す。
20-2-2	マークマンを意識せずにエリアを守ることはマンツーマンの趣旨に反するため許されない。	8-2-2	マークマンを意識せずにエリアを守ることはマンツーマンの趣旨に反するため違反行為とみなす。
20-2-3	U12においては第20条の規定を適用しないが、第5条5-2の通り、制限区域内のみで予測に基づいてボールを持っていないオフェンス側プレーヤーをトラップすることは許される。		削除
		第9条 マンツーマンペナルティの罰則 9-1 罰則 9-1-3	1回目の赤旗は警告でありマンツーマンペナルティは記録されないが、罰則として相手チームにボール保持が与えられ、相手チームのフロントコートのスローインライン(U12ではスコアラーステーブルの反対側のセンターラインの延長線上)からのスローインでゲームを再開する。
		9-1-4	ただし、アンスポーツライクファウル・ディスクォリファイファウルなど、フリースローの後にディフェンス側のボール保持から再開するケースはファウルの処置を優先する。
第9条 基準規則の違反が認められたとき 9-1 対応 9-1-3	「黄色(注意)」の旗を上げて5秒程度経過してもプレーが改善されなかった場合、マンツーマンコミッショナーは、「赤色(警告)」の旗を上げる。ただし、マンツーマンコミッショナーが意図的なイリーガルディフェンスであると認められた場合は、5秒が経過する前に赤旗に移行したり、「黄色(注意)」の旗を省略したりすることができる。	第10条 基準規則の違反が認められたとき 10-1 対応 10-1-3	「黄色(注意)」の旗を上げて5秒程度経過してもプレーが改善されなかった場合、マンツーマンコミッショナーは、「赤色(警告)」の旗を上げる。5秒が経過する前に赤旗に移行したり、「黄色(注意)」の旗を省略したりすることができる。
第10条 「赤色(警告)」の旗が上げられた際の処置 10-2 1回目の警告の場合の処置 10-2-3	処置の後、ゲームクロックが止まったときの状態から、速やかにゲームを再開させる。	第11条 「赤色(警告)」の旗が上げられた際の処置 11-2 1回目の警告の場合の処置 11-2-3	処置の後、相手チームのフロントコートのスローインライン(U12ではスコアラーステーブルの反対側のセンターラインの延長線上)からのスローインにより、速やかにゲームを再開させる。
10-2-4	ゲームクロックがフリースローを伴うファウルで止まった場合、当該ファウルの罰則のフリースローを行った後、ゲームクロックが止まったときの状態から、速やかにゲームを再開する。	11-2-4	ゲームクロックがフリースローを伴うファウルで止まった場合、当該ファウルの罰則のフリースローを行った後、相手チームのフロントコートのスローインライン(U12ではスコアラーステーブルの反対側のセンターラインの延長線上)からのスローインにより、速やかにゲームを再開させる。
		11-2-5	ただし、アンスポーツライクファウル・ディスクォリファイファウルなど、フリースローの後にディフェンス側のボール保持から再開するケースはファウルの処置を優先する。
第11条 各クォーターの終了間際の処置について 11-3 第4クォーター及びオーバータイムの処置 11-3-2	2回目以降の警告の場合は、マンツーマンペナルティの処置を行った後、結果に応じて対応する。ただし、U15では、トーナメント戦でフリースローを行っても勝敗に影響がない場合は、マンツーマンペナルティは記録するが、罰則を適用しないこととする。 ※勝敗に影響がない場合 ① 第4ピリオドまたは各延長時限の終了時において、得点の多いチームにフリースローが与えられる場合 ② 第4ピリオドまたは各延長時限の終了時において、得点の少ないチームにフリースローが与えられるが、得点差が2点以上離れている場合	第12条 各クォーターの終了間際の処置について 12-3 第4クォーター及びオーバータイムの処置 12-3-2	2回目以降の警告の場合は、マンツーマンペナルティの処置を行った後、状況に応じて対応する。トーナメント戦でフリースローを行っても勝敗に影響がない場合は、マンツーマンペナルティは記録するが、罰則を適用しないこととする。 ※勝敗に影響がない場合 ① 第4ピリオドまたは各延長時限の終了時において、得点の多いチームにフリースローが与えられる場合 ② 第4ピリオドまたは各延長時限の終了時において、得点の少ないチームにフリースローが与えられるが、得点差が2点以上離れている場合
第12条 1回目の警告でマンツーマンペナルティとなる場合(U15)	第12条 1回目の警告でマンツーマンペナルティとなる場合(U15)	第13条 1回目の警告でマンツーマンペナルティとなる場合	第13条 1回目の警告でマンツーマンペナルティとなる場合
12-1-3	第11条の規定は、U12においては適用しない。		削除
第15条 マンツーマンコミッショナーの任務 15-1 任務 15-1-2	心情やゲーム状況を考慮に入れながら判定することは、判定者の主観が大きく含まれることになり、判定基準の幅が広がることに繋がり、明確性に欠けることになるため、事象のみに対して客観的に判定する。	第17条 マンツーマンコミッショナーの任務 17-1 任務	削除
第19条 「赤色(警告)」の旗が上がった時の対応		第15条	第15条に移動。

		<p>判定基準の解説</p> <p>〔判定基準の解説〕</p> <p>I マンツーマンディフェンス導入の前提</p> <p>① 子どもたちがバスケットボールを行う楽しさを担保することが大前提である。</p> <p>② マンツーマンディフェンスを行う事が大前提である。</p> <p>II 判断基準</p> <p>① MCは「ゾーンディフェンスをしていると判断」した場合に「黄旗」の警告を掲げ、改善されない場合は「赤旗」を上げる。</p> <p>III 黄旗と赤旗の意味</p> <p>① これまでは「教育的な意味」であり、「理想的なマンツーマンディフェンスの状態以外であれば、瞬時的な状況を含め、全て違反行為とみなし」黄旗をあげることとしていた。これからは「警告的な意味」とし「ゾーンディフェンスをしていると判断した場合、赤旗に移行するまでの警告として」黄旗をあげることにする。</p> <p>② 明らかなゾーンディフェンスである(と判断される)場合に赤旗となる。ゾーンではないがマンツーマンとも言い難い状況がある場合は、これまでは黄旗対象であったが、積極的には黄旗をあげない。予測に基づくプレーを許容するためである。</p> <p>③ ただし、勝利を目指すことを優先するなどの考え等で指導者は、「予測に基づくプレーを許容」を悪用するべきではない。</p> <p>④ 黄旗を頻繁にあげることで子どもたちがゲームに集中しにくくなり、楽しめなくなる環境は望ましくない。この改善のために黄旗を使う適応意図を変更するが、指導者・保護者・関係者一体となって寛容な精神を持って子どもたちのプレーを見守る姿勢が必要である。</p> <p>IV スイッチ</p> <p>① スイッチは可能であるが、エリアを守り続ける目的のスイッチは許容されない。オフボールディフェンスにおいてスイッチを許容することはゾーンディフェンスの意味合いに繋がるためである。</p> <p>② マッチアップを交換する目的でのスイッチは許容される。</p> <p>V トラップ</p> <p>① U12世代ではトラップは推奨しない。U12世代でトラップを積極的に用いることの目的は何であるのか、指導者はじめ関係者は考慮する必要がある。</p> <p>② 2022年度の改訂によりU12U15両世代において、ボールを保持している選手への全ての場面においてトラップは許される。</p> <p>③ スローイン時(サイド・エンド両方)においてのみ、スローインをするプレーヤーにマッチアップするディフェンス側プレーヤーが1.5メートル以内のマッチアップの距離制限を超えて制限区域内のオフボールプレーヤーをトラップすることは許される。</p> <p>※「マンツーマンディフェンスの基準規則」および「マンツーマンディフェンスの基準規則の補足解説」におけるトラップの定義:ボールをスティールできる距離における数的優位な守り方</p> <p>VI 予測に基づくプレー</p> <p>① マンツーマンディフェンスを行なっている前提において、2022年度の改訂によりU12U15両世代にて、予測に基づくプレーとコミッショナーが判断した場合、基準規則違反とは見なさない。</p> <p>② 予測に基づくとは、予測の根拠となる動きがあることを示す。</p> <p>③ マークマンを意識せずにエリアを守ることはマンツーマンの趣旨に反するため許されない。</p> <p>④ ディフェンスはマッチアップを前提として自分のマークマンのプレーを守ることが原則である。</p> <p>VII アイソレーションオフenseを行っていると判断する場合</p> <p>① アイソレーションオフenseとは「一人のボールマンがドリブル攻撃を継続的に続け、残り4人のオフenseは意識的にオフenseに参加しない状況を示す」</p> <p>② オフenseが動かないのでオフボールディフェンスのポジション移動が起らないことはゾーンディフェンスと見られがちであるが、オフenseが人とボールを動かすプレーを選択しないことに起因するため、自分のディフェンスを捉えていれば常に移動しなくてもよい。</p> <p>③ 指導者は、オフenseにおいて人とボールを動かすことでスペースを創り出していくことを考えるべきである。また、子どもたちの発育発達段階を考慮した適切な指導が求められる。</p> <p>VIII ヘルプディフェンス</p> <p>① マンツーマンからのヘルプは許されるプレーであるが、マークマンを意識しない動きをとり続けるように指導されている状態は、マンツーマンと言いつつも、プレーヤーが学ぶべき基本を逸脱するものである。</p>
--	--	--